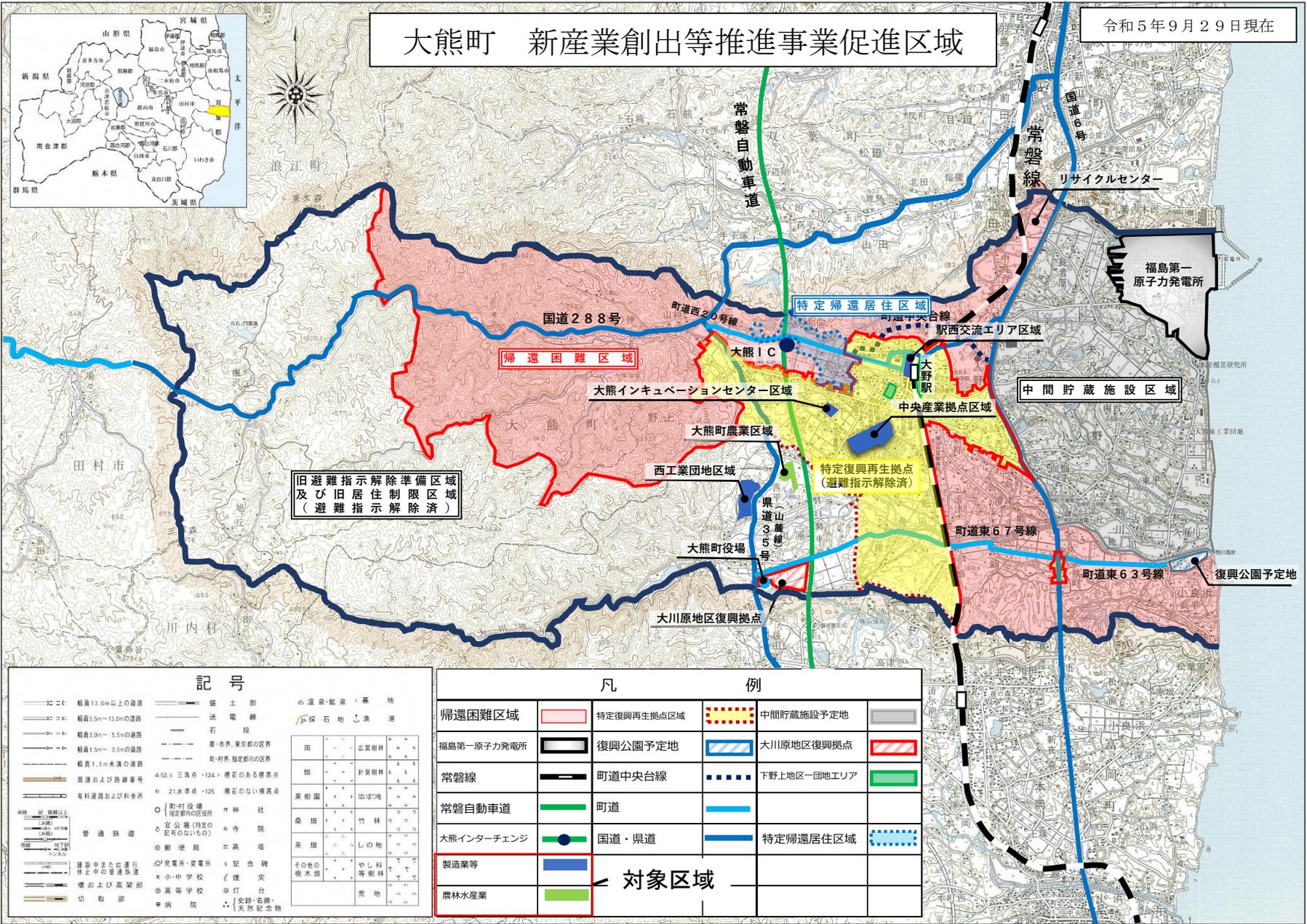


この地図は国土利用形成の過程を伴って、同業発行の万分一地形図を複製したものである。
 表示条件 令和5年度 第16号

大熊町 新産業創出等推進事業促進区域

令和5年9月29日現在



旧避難指示解除準備区域
 及び旧居住制限区域
 (避難指示解除済)

記号	
粗員13.0m以上の道路	崖土部
粗員5.5m~13.0mの道路	送電線
粗員3.0m~5.5mの道路	石段
粗員1.5m~3.0mの道路	郡・市界、東京部の区界
粗員1.5m未満の道路	町・村界、指定都市の区界
国道および路線番号	△52.6 三角点・124 標石のある標高点
有料道路および料金所	□ 21.米準点・125 標石のない標高点
路線 駅 路線以上	○ (町) 役場
指定都市の区界	○ 官公署 (特定の認可のないもの)
普通鉄道	○ 郵便局
標および高層部	○ 児童所・児童館
切取部	× 小中学校
	◎ 高等学校
	⊕ 病院
	△ 温泉・鉱泉・湧き地
	△ 砂採石地
	△ 漁港
	田
	畑
	果樹園
	桑畑
	茶畑
	その他の樹木地
	工業樹林
	針葉樹林
	広葉樹林
	竹林
	しの地
	やし科等樹林
	荒地

凡		例	
帰還困難区域	特定復興再生拠点区域	中間貯蔵施設予定地	
福島第一原子力発電所	復興公園予定地	大川原地区復興拠点	
常磐線	町道中央台線	下野上地区一団地エリア	
常磐自動車道	町道		
大熊インターチェンジ	国道・県道	特定帰還居住区域	
製造業等			
農林水産業			

対象区域